

「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル指定管理者公募及び選定
手続における不正行為に関する第三者調査委員会」開催要領

第1 目的

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパルの指定管理者公募及び選定手続きにおける不正行為に関し、関与した職員の動機や背景を含め、不正行為の全体像について事実関係を解明するとともに、再発防止策の検討に向けた助言を行うため、第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 調査内容

委員会の調査活動内容は次のとおりとする。

- (1) 関係資料の調査
- (2) 関係職員及び外部関係者のヒアリング
- (3) 調査報告の取りまとめ
- (4) その他調査に必要な事項

第3 構成

- (1) 委員会は、弁護士2名と臨床心理士1名の3名で構成する。
- (2) 委員は、関係団体の推薦及び承諾を得た者を教育長が委嘱する。

第4 運営

- (1) 委員会に、委員の互選による座長を置く。
- (2) 委員会は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

第5 その他

委員会の事務は、教育庁総務政策局総務課が行う。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。